

私たちを守る 国民保護法

甲賀市・国民保護協議会開催

6月28日(水)、希望ヶ丘防災コミュニティセンターで『第1回甲賀市国民保護協議会』が開催されました。

国において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民保護法が平成16年6月に成立しました。これに伴い、平成16年度に基本指針を、平成17年度には滋賀県でも国民保護計画を作成されました。甲賀

市においても、防災関係機関や各地域区長会長らと交え、国や県の計画と整合を図りながら、平成19年3月を目標に国民保護計画を作成する予定です。

問い合わせ
危機管理対策室
☎ 65-07333
FAX 63-45554

ご存じですか?

老人医療の限度額適用。 標準負担額減額認定申請

平成18年度の市民税が非課税(世帯主及び世帯全員)の世帯に属する老人医療受給対象者は申請されますと入院時の食事療養に係る標準負担額が減額されます。

また、現在、有効期限が7月31日までの老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、引き続き認定を受けようと思われる方も、再度申請が必要です。

※ただし、平成18年度の市民税が課税世帯の場合は認定を受けられません。

福祉医療費受給(助成)券の 更新手続きはお済みですか?

現在、有効期限が平成18年7月31日となっている福祉医療費受給(助成)券をお持ちの方で、まだ更新手続きをされていない方は、各支所総合窓口課まで手続きをお願いします。

※該当者には7月中旬に通知をしています。通知がなかった方で該当すると思われる場合は左記までお問い合わせください

問い合わせ 保険年金課 老保医療係
☎ 65-0689 FAX 63-4582

- 申請場所
各支所 総合窓口課
 - 申請時に必要な物
・ 老人医療受給者証
・ 健康保険証
- * 申請は随時受け付けます。(認定は申請のあった月の属する月の初日からとなります。)

〈入院時食事療養費の標準負担額〉

A	一般の老人医療受給対象者 (B、Cのいずれにも該当しない者)	260円 /食
B	市民税非課税の世帯に属する老人医療受給対象者 (Cに該当する者を除く)	(B1)過去1年の入院期間が90日以下 (長期非該当者) 210円 /食
		(B2)過去1年の入院期間が90日超 (長期該当者) 160円 /食
C	Bのうち、所得が一定基準に満たない老人医療受給対象者	100円 /食

問い合わせ 保険年金課 老保医療係
☎ 65-0689 FAX 63-4582